

請願第 3 号

件 名 市民の活動拠点である公共施設の存続・充実を求める請願

請 願 者



紹介議員 羽曳野市議会議員 笹井喜世子 渡辺真千

### 【請願趣旨】

そもそも公共施設は、それぞれ特定の公共的目的を持って建設・運営されていますが、私たち一人一人が人間として発達していくのに全面支援していき役割を担っており、地域コミュニティーの拠点となっています。地方自治法第 244 条にも公共施設は住民の福祉の増進が目的であり、住民の利用を拒んではならないとされています。それは、憲法が保障している集会の自由や表現の自由など基本的人権を守ることを自治体の責務としていることを示しています。施設を廃止すれば、地域社会の中における自由な発言や表現の場が失われることになり、自治体が自ら民主主義を破壊するという地方自治の自殺といっても過言ではありません。

しかし、当市では、2月7日に「羽曳野市民会館の休館のお知らせ」で老朽化のため4月1日から休館し「代替え施設としては「LIC はびきの」などの施設を利用してください。」とホームページに記載されました。長年の市民会館の利用者は、この間ホールも使えなくなり、この間トイレも使えないこともあり、早く修繕してこれまで通り利用したいという願いがありました。突然の休館と代替え施設の案内の配慮のなさに戸惑いと怒りが沸き起こっています。

さらに、令和7年度の施政方針では、「本市では施設の数や規模が過大であると考えられる市民会館・市民体育館・図書館等の施設、利用者が減少している施設等、廃止や縮小に向けた施設のあり方について、大きな判断をしていく」としています。

このような市の判断はあまりにも、「市民全体の共有資産」としての認識が薄いといえます。公共施設をめぐる議論では、整備・管轄する側の行政と利用する住民という2つの関係がありますが、その力関係の度合いは、どうしても行政に側に偏っていて、住民は利用許可や存続を要求するのみでほとんど関与できていないのが実態です。地域のきずなが薄れつつある時だからこそ、再活性化させるという視点で地域コミュニティーの拠点となる公共施設の存続・充実が求められています。

よって市民の活動拠点である公共施設の存続・充実させるため、以下の項目について請願します。

### 【請願項目】

1. 市民の活動拠点である公共施設は、今後も存続・充実させること。

2. 公共施設のあり方については、市民の意見をしっかり反映させること。
3. 市民会館の休館による代替え施設については、市が責任をもって確保すること。

令和7年5月28日

羽曳野市議会

議長 通堂 義弘 殿